

まずは相談

**「送り付け商法」にご注意！！**

注文していないのに、健康食品やカニなどの魚介類を一方的に送り付け、支払い義務があると思わせて代金を請求する手口の商法を「送り付け商法」「ネガティブ・オプション」などといいます。

具体的には、注文していない健康食品が届いて、振込用紙が同封されていたというものや、何度もしつこく海産物購入の電話があり、断っていたにもかかわらず、その業者からカニが配達され、不在通知が入っていたなどの事例が報告されています。

「送り付け商法」については、令和3年7月に特定商取引法が改正され、注文や契約をしてい

ないにも関わらず一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分してよいことになりました。また、その商品の代金の請求や返品・補償を要求されても応じる必要はなく、誤って支払った金銭は返金するよう求めることができます。仮にその商品を開封や処分してしまっても、支払いは不要です。

家族が注文した場合や、知人からの贈答品や懸賞の当選品などの可能性もありますので、まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。

わからないことや不安なことがあった際は、悩まず消費生活センターにご相談ください。

**成年年齢の引き下げ**

4月1日から、「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

今回は、成年年齢引き下げの影響について紹介します。

**アダルトビデオ出演強要問題**

昨今、いわゆる「JKビジネス」で働き、児童が性的な被害に遭う問題が起きています。

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、「未成年者取消権」によって契約を取り消すことができますが、成年に達すると、自分の意思で契約したものとされ、契約を守らなければならなくなります。社会経験が少ないまま安易に契約すると、重大なトラブルに巻き込まれる可能性があります。保護がなくなった成年をねらう悪質業者には注意が必要です。

**市消費生活センター専用ダイヤル ☎(44)4883(市役所2階)**

■相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

※来所での相談の場合は、事前に電話でご予約ください。

※土日・祝日の電話相談は消費者ホットライン☎188(局番なし)へ

**まちがいさがし**

わかるかな？

▼ イースターのおいしい卵探し

2枚の写真には違っているところが3つあります。みつけてみてください。(印刷の汚れは除く。)

※答えは46ページ下段



スマートフォンやタブレット端末から「広報しもつけ」を読むことができます

○カタログポケット  
URL [https://www.catapoke.com/?mict\\_code=1](https://www.catapoke.com/?mict_code=1)



iOS Android

○トチギーボックス  
URL <http://www.tochigi-ebooks.jp/>



○マイ広報紙  
URL <https://mykoho.jp/>



○マチイロ  
URL <https://machihiro.town/>

